

老老発第 6 号
平成13年2月28日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



医療法等の改正に伴う関係通知の一部改正について

医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）の施行に伴い、関係通知を下記のとおり改正し、平成13年3月1日より適用することとするので、貴都道府県内市町村及び関係者に対して、遺憾のないよう周知を図りたい。

記

1. 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第2の3（2）①及び第2の8（3）中「療養型病床群」を「療養病床（医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。）」に改める。
2. 「特定診療費の算定に関する基準」（平成12年3月31日老企第58号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第3の4（4）中「療養型病床群」を「療養病床（医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。）」に改める。

(別添)

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正について

(下線部が改正部分)

改正後	改正前
<p>第2の3(2)病院又は診療所における短期入所療養介護</p> <p>① <u>療養病床(医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第2条第3項第5号に規定する経過の旧療養型病床群を含む。)</u>を有する病院若しくは診療所、老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院又は介護力強化病院における短期入所療養介護</p>	<p>第2の3(2)病院又は診療所における短期入所療養介護</p> <p>① <u>療養型病床群</u>を有する病院若しくは診療所、老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院又は介護力強化病院における短期入所療養介護</p>
<p>第2の8(3)所定単位数の算定単位について</p> <p>指定介護療養型医療施設においては、各類型の介護療養施設サービス費のうち、介護保険適用病床の看護職員等の配置によって1種類を選定し届け出ることとする。病棟によって、複数の届出を行うことはできない。なお、1病棟において介護保険適用病床と医療保険適用病床が混在する場合には、当該病棟すべてが介護保険適用病床とみなして、必要な人員を確保していることが必要である。ただし、<u>療養病床(医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第2条第3項第5号に規定する経過の旧療養型病床群を含む。)</u>、介護力強化病棟、老人性痴呆疾患療養病棟が混在している場合には、それぞれの類型毎に1種類を選定して届け出ること。</p>	<p>第2の8(3)所定単位数の算定単位について</p> <p>指定介護療養型医療施設においては、各類型の介護療養施設サービス費のうち、介護保険適用病床の看護職員等の配置によって1種類を選定し届け出ることとする。病棟によって、複数の届出を行うことはできない。なお、1病棟において介護保険適用病床と医療保険適用病床が混在する場合には、当該病棟すべてが介護保険適用病床とみなして、必要な人員を確保していることが必要である。ただし、<u>療養型病床群、介護力強化病棟、老人性痴呆疾患療養病棟</u>が混在している場合には、それぞれの類型毎に1種類を選定して届け出ること。</p>

「特定診療費の算定に関する基準」（平成12年3月31日老企第58号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正について

（下線部が改正部分）

改正後	改正前
<p>第3の4 理学療法（I）及び作業療法（I）</p> <p>（4）治療・訓練を十分実施し得る専用の施設を有しており、理学療法に要する専用の施設の広さが300平方メートル以上であり、かつ作業療法に要する専用の施設の広さが100平方メートル以上であること。なお、専用の施設には、医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項及び第2項の規定による療養病床（<u>医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。</u>）を有する医療機関に置くべきこととされている機能訓練室（以下「機能訓練室」という。）を充てて差し支えない。</p>	<p>第3の4 理学療法（I）及び作業療法（I）</p> <p>（4）治療・訓練を十分実施し得る専用の施設を有しており、理学療法に要する専用の施設の広さが300平方メートル以上であり、かつ作業療法に要する専用の施設の広さが100平方メートル以上であること。なお、専用の施設には、医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項及び第2項の規定による療養型病床群を有する医療機関に置くべきこととされている機能訓練室（以下「機能訓練室」という。）を充てて差し支えない。</p>